

誰もが安心して、自分らしく暮らすために

障害者への 虐待をなくそう!



私たちは誰でも、自分の思いや願いが大事にされること、自分の生活を自分で決めること、尊厳をもって過ごすことは、当たり前持っている権利です。

しかし、障害があることで、その当たり前の権利がおびやかされることがあります。

障害者虐待防止法（正式名称：「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）は、障害者の尊厳をおびやかす虐待を防ぐための法律です。

困っていること、悩んでいること、心配なことがあったら、相談してください！

これって、
虐待かな？

と思ったら、一人で悩まないで
相談・通報してください

秦野市

障害者虐待防止法とは？

◆対象となる障害者は？

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害がある方で、障害および社会的障壁により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある方です。障害者手帳を取得していない方も対象になります。

◆『障害者虐待』の種類は？

次の３種類が、障害者虐待に定められています。

養護者による虐待



障害者の身の回りの世話をしている家族、親族などによる虐待のことです。

施設従事者等による虐待



障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所の職員による虐待のことです。

使用者による虐待



障害者を雇用している事業主（上司等）による虐待のことです。



障害者虐待防止法では、何人も障害者に虐待をしてはならないとしています。学校や保育所、医療機関等でも、障害者への虐待を防止するために必要な取り組みをしなければならないと定めています。

◆虐待の自覚は問いません。

虐待をしてしまう人、されている人も、虐待だと気付いていない場合があります。「しつけ」「指導」として不適切な行為が続けられたり、障害者が虐待だと認識できないことや諦めていることもあります。深刻になる前に、周りの人が気付くことが大切です。

◆気付いた人は、通報する義務があります。

障害者虐待に気付いた人は誰でも、通報する義務が定められています。「虐待のおそれ・疑い」でも構いません。匿名でも通報することができます。



通報した人の情報は守られます！

通報をした人の情報は慎重に取り扱われ、外部に漏れることはありません。施設や職場の職員が通報した場合も、通報したことを理由に解雇などの不当な扱いをすることは禁じられています。

◆『障害者虐待』の類型は？ 虐待のサインは？

障害者虐待は、次の５種類に分けられます。

身体的虐待

暴力や体罰によって障害者の身体に傷やあざ、痛みをあたえる行為。また、正当な理由なく身体を縛りつけたり、過剰な投薬で身動きをとれない状態にすること。

〔例えば…〕

殴る、蹴る、つねる、部屋に閉じ込める、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、とても熱いものを食べさせる・飲ませる



身体的虐待のサイン

- 説明がつかないアザや傷がある。
- 急に怯えたり、怖がる。
- 手をあげると頭をかばうようにする。
- 医師・福祉担当者への相談をためらう。

性的虐待

わいせつな行為や、それを強要すること。

〔例えば…〕

わいせつな言葉を発する・会話をする・映像を見せる、裸にする、キスする、性的行為を強要する、性器への接触、性交



性的虐待のサイン

- 肛門や性器の傷、出血、痛み、痒み
- ひわいな言葉を発するようになる。
- 性器を自分でよくいじるようになる。

心理的虐待

脅したり、侮辱や拒絶をするような態度で精神的な苦痛を与えること。

〔例えば…〕

「バカ」「あほ」など侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、子ども扱いをする、無視する、仲間に入れない



心理的虐待のサイン

- 自傷行為や攻撃的な態度が見られる。
- 怯える、わめくなどのパニック症状。
- 過食、拒食が見られる。
- 無力感、あきらめ、投げやりな様子。

放棄・放任（ネグレクト）

食事や入浴などの世話や介助をせず、生活環境を悪化させたり心身を衰弱させること。他者からの虐待に気付いても放置すること。

〔例えば…〕

食事・水分を十分与えない、汚れた服を着せ続ける、あまり入浴させない、ごみを放置するなど劣悪な環境で生活させる、受診させない、必要な福祉サービスを受けさせない



放棄・放任のサイン

- 身体から異臭がする、爪が伸びて汚い。
- いつも同じ服を着ている。
- 極端に空腹を訴える、栄養失調の様子
- 病気や怪我をしても病院に連れて行かない

経済的虐待

騙したり、本人の同意なく財産や年金などを使う、理由なく金銭の使用を制限すること。

〔例えば…〕

生活に必要な金銭を渡さない、決められた賃金を払わない、勝手に財産を処分する



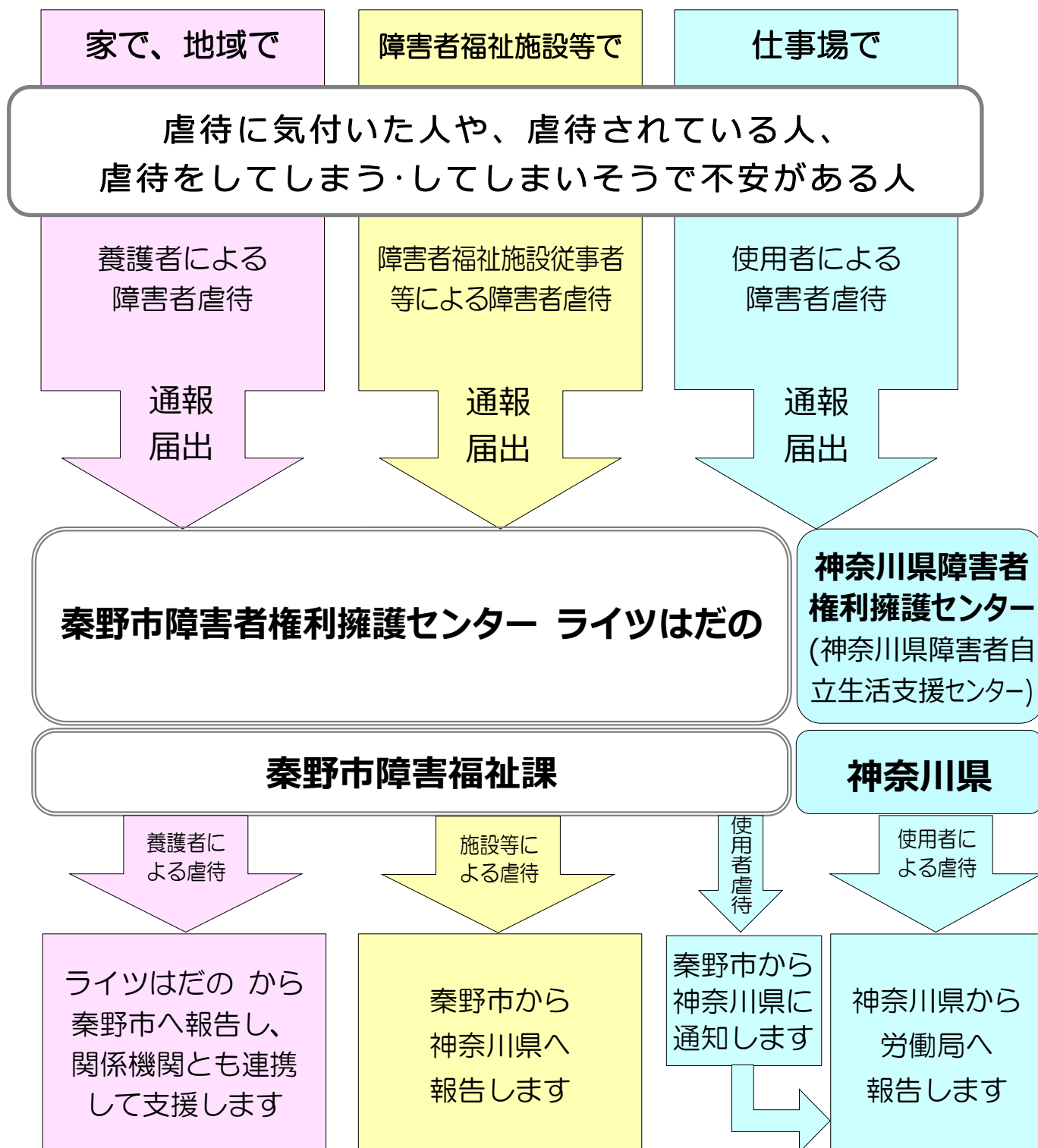
経済的虐待のサイン

- 収入があるのに身なりが貧しい
- サービス利用料や生活費を支払えない

◆ 通報は、どうすればいいの？

虐待に気付いた人や虐待を受けた人は、秦野市の障害者虐待防止センター（秦野市障害者権利擁護センター ライツはだの）、または秦野市に通報・届出をします。使用者による障害者虐待は、神奈川県障害者権利擁護センターでも受け付けます。

通報・届出・相談は、電話、FAX、メールや、来所でも受け付けます。連絡先は、裏表紙をご確認ください。



児童虐待、高齢者虐待、その他の障害者虐待以外の相談窓口は、6 ページをご確認ください。

通報・相談後の対応は？

◆ 障害者への支援

関係機関と連携して、次のような支援をします。

● 緊急時の保護

生命や身体に関わる危険性が高く、緊急対応が必要と判断した場合は、安全確保のため施設などに一時的に保護します。養護者との面会を制限することもあります。

● 相談支援

適切な障害福祉サービスの利用や受診が必要な人への専門医の紹介など、安定した生活を送れるように支援します。

● 成年後見制度の活用

知的障害や精神障害によって判断力が不十分で、財産の管理や福祉サービスの利用契約などが難しい方へは、「成年後見制度」の利用を支援します。

◆ 養護者（ご家族など）への支援

虐待が発生する背景には、介護疲れ、障害に関する理解不足、家族自身の病気や経済的な問題など、様々な要因があります。障害者への支援だけでなく、養護者の介護負担を軽減して、息抜きやリフレッシュをしながら安心して暮らせるように支援します。

（例えば、こんな困りごとには … このような支援があります）



毎日の介護が大変で…

短期入所などの福祉サービスも利用して、家族が休息をとることも大切です

介護のストレスや
悩みがあって…

家族会に参加したり、カウンセリング、相談などをしてみてはいかがでしょうか？

◆ 再発の防止

緊急対応が終了した後も、定期的な訪問や調査など継続的な支援を行い、障害者虐待の再発を防ぎます。



・ 通報を受けた後は、事実確認などの調査を行います。調査開始後は、プライバシーにかかわる情報のため、通報した方にはご報告できません。

・ 障害者福祉施設等や事業者へは、行政の監督官庁から助言・指導をします。

「虐待される人」「虐待してしまう人」の 両方を救うために



「虐待をされる人」だけでなく、「虐待をしてしまう人」にも支援が必要です。

障害によって気持ちを伝えられずに辛い思いをしている人、介護の辛さを誰にも相談できずに孤立している人など、障害のある方と養護者（ご家族など）が、ともに安心して暮らせるように一緒に考え、支援します。

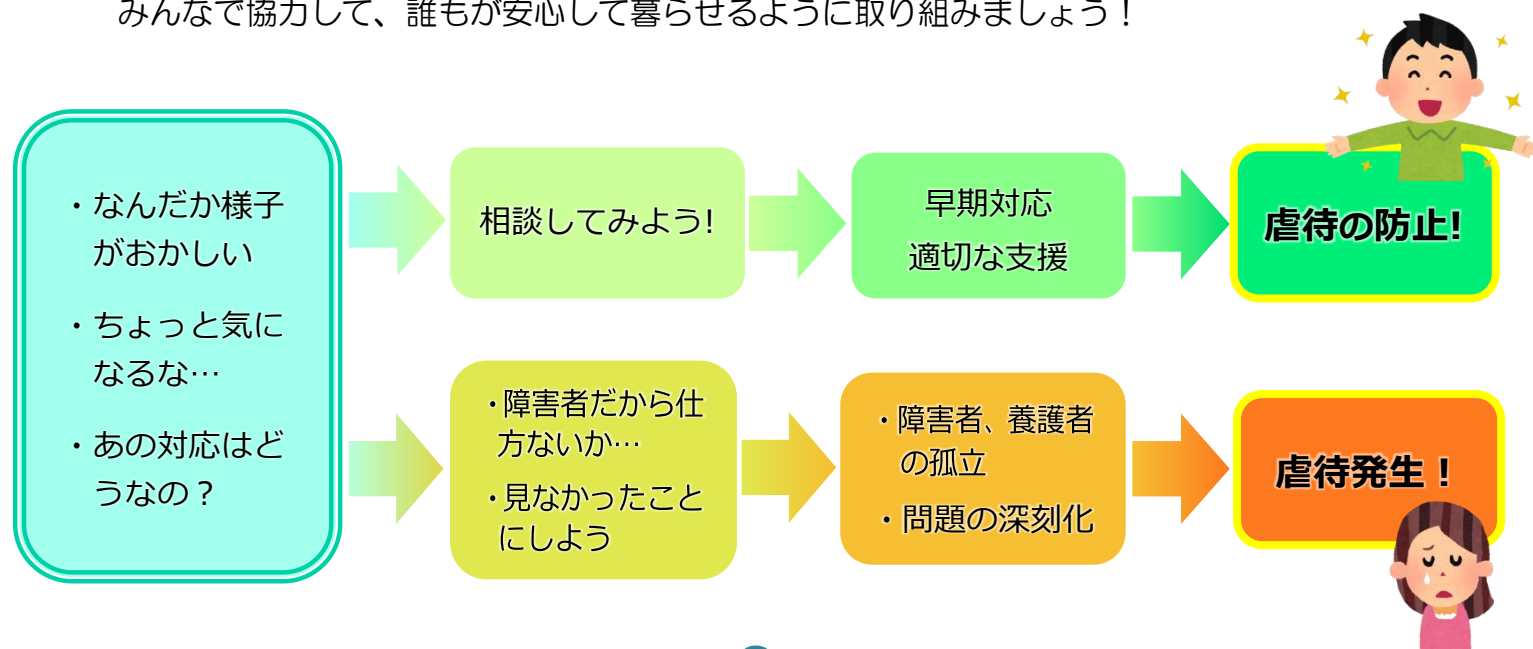
養護者が虐待者にならないためにも、「障害のある方との生活が上手くいなくて困っている」「このままだと虐待してしまいそうで不安がある」という時は、早めに相談してください。

虐待の予防と早期発見に向けて

「虐待」というと、生命にかかわるようなひどい暴力や悪質な行為が連想され、身近な問題ではないと感じる方もいるかも知れません。

しかし、「虐待の芽」は日常の中にひそんでいて、いつでもどこでも起こるものです。日頃から周囲の人が見守り、小さな兆候に気付いた時に「見逃さない・見過ごさない」意識を持つことが大切です。「見て見ぬふり」は、虐待を許しているのと同じことです。

みんなで協力して、誰もが安心して暮らせるように取り組みましょう！





障害者虐待以外の相談窓口



障害者やそのご家族の悩み・困りごとに関する相談（市委託事業）

【障害全般・難病の方の相談】 障害福祉なんでも相談室 (秦野市地域生活支援センター ぱれっと・はだの)	相談日時： 月～土曜日 9:30～17:30 (祝日・年末年始を除く)	☎ 0463-80-3294 Fax. 0463-73-5039 E-mail: nandemo-soudan@jupiter.ocn.ne.jp
---	---	--

精神疾患や心身の不調、精神障害による不安定な気持ちなどの相談

平塚保健福祉事務所 秦野センター	相談日時： 月～金曜日 8:30～17:15	☎ 0463-82-1428
-----------------------------------	---------------------------	-----------------------

障害者福祉施設等への不満、苦情に関する相談

かながわ福祉サービス運営 適正化委員会	相談日時： 月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	☎ 045-317-2200
--------------------------------------	---	-----------------------

男女間のトラブル、近隣トラブルや、人権全般の相談

【近隣関係、差別、いじめ、 家庭のことなど】 秦野市市民相談人権課	相談日時： 月～金曜日 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)	☎ 0463-82-5128
【夫婦・パートナーのこと、DV など】 女性相談室	相談日時:火・木・第2土曜 10:00～12:00、13:00～15:00 (祝日・年末年始を除く)	☎ 0463-83-1812

児童虐待に関する相談（18歳未満の在宅児童、施設入所児童）

児童相談所全国共通ダイヤル	相談日時:年中無休 24時間	☎ 189(いちはやく)
秦野市こども育成課 (こども若者相談担当)	相談日時： 月～金曜日 9:00～19:00 (祝日・年末年始を除く)	☎ 0463-82-5273 ☎ 0463-84-7800

※障害児通所施設での虐待は、障害者虐待防止法による対応（ライツはだの）となります。

高齢者虐待に関する相談（65歳以上の在宅高齢者、介護保険サービス利用者）

秦野市高齢介護課	相談日時： 月～金曜日 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)	☎ 0463-82-7394
-----------------	---	-----------------------

※各地域の高齢者支援センターが主な対応機関となります。詳しくは、高齢介護課へお問合せください。

「虐待かもしれない」と思ったら、 通報・相談してください！

障害者虐待を防ぐには、早期発見・早期対応が大切です。
心配や不安を感じたら、まずご相談ください。
みなさんのご協力をお願いします。

●養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による虐待の通報・届出・相談窓口

秦野市障害者権利擁護センター ライツはだの

* 通報・届出：365日 24時間受付
* 相談時間：月～金（祝日、年末年始を除く）8:30～17:00
〒257-0035 秦野市本町2-1-24 万八十ビル1階
☎ 0463-79-5028 Fax. **0463-79-5032**
Eメール：rights-hadano@jousei.or.jp

秦野市障害福祉課

* 相談時間：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:30～17:00
〒257-8501 秦野市桜町1-3-2
☎ 0463-82-7616 Fax. **0463-82-8020**
Eメール：syougai-f@city.hadano.kanagawa.jp

●使用者による虐待の通報・届出窓口

神奈川県障害者権利擁護センター

（特定非営利活動法人 神奈川県障害者自立生活支援センター）

* 相談時間：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9:00 ～ 17:00
〒243-0035 神奈川県厚木市愛甲1-7-6
☎ 046-265-0604 Fax. **046-265-0664**
Eメール：kp.kenriyo-go@kilc.org